

第 21 回

熊本県議会

# 道州制問題等調査特別委員会会議記録

平成22年12月13日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

## 第 21 回 熊本県議会道州制問題等調査特別委員会会議記録

平成22年12月13日（月曜日）

午前10時3分開議

午前11時4分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) 道州制について
- (2) 地方分権改革について
- (3) 政令指定都市について
- (4) 閉会中の継続審査事件について

出席委員(14人)

委員長 藤川 隆夫  
副委員長 九谷 弘一  
委員 児玉 文雄  
委員 前川 收  
委員 馬場 成志  
委員 堤 泰宏  
委員 松田 三郎  
委員 溝口 幸治  
委員 西 聖一  
委員 早田 順一  
委員 濱田 大造  
委員 内野 幸喜  
委員 高野 洋介  
委員 増永 慎一郎

欠席委員(1人)

委員 竹口 博己

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

総務部

部長 松山 正明

次長 楢木野 史貴

首席総務審議員兼

人事課長 豊田 祐一

財政課長 小林 弘史

税務課長 出田 貴康

市町村総室長 小嶋 一誠

市町村総室副総室長 能登 哲也

企画振興部

次長 河野 靖

企画課長 坂本 浩

健康福祉部

健康福祉政策課長 吉田 勝也

環境生活部

政策調整審議員兼

環境政策課課長補佐 村井 浩一

商工観光労働部

商工政策課長 田中 信行

農林水産部

首席農林水産審議員兼

農林水産政策課長 白濱 良一

土木部

首席土木審議員兼

監理課長 古里 政信

教育委員会事務局

首席教育審議員兼

教育政策課長 松永 正男

事務局職員出席者

政務調査課課長補佐 後藤 勝雄

議事課課長補佐 徳永 和彦

午前10時3分開議

○藤川隆夫委員長 皆さん、おはようございます。開会に先立ちまして、御報告いたします。

本日、竹口委員は欠席であります。

それでは、ただいまから第21回道州制問題等調査特別委員会を開会します。

それでは、審議に入りたいというふうに思います。

本委員会に付託されている調査事件は、道州制に関する件、地方分権改革に関する件、政令指定都市に関する件であります。

まず執行部からの説明の後に、一括して審議を行いたいと思います。

説明に当たっては、可能な限り簡潔にお願いします。説明は、着座のままで結構です。

それでは、お手元の委員会次第に沿って、順次説明をお願いいたします。

議題1及び2について、坂本企画課長お願いします。

○坂本企画課長 では、座ったまま失礼いたします。

まず、道州制関係について御報告いたします。お手元の資料1ページをお開きください。

道州制関係の動きを一覧にしております。ゴシック文字になっております10月26日が新しい動きでございます。

周知啓発事業として、道州制シンポジウムin熊本が開催されました。2ページに、その概要を記載しております。

蒲島知事のほか、佐賀県多久市の横尾市長、経団連の池田弘一氏によるパネルディスカッションが行われ、約400名の県民の方々が参加されました。

道州制関係の説明は、以上です。

引き続きまして、地方分権改革関係について御報告いたします。5ページをお開きください。

ページ右の部分に、最近の動きを示しております。地域主権改革関連3法案は、さきの臨時国会においても成立せず、継続審議となっております。

6ページは、地域主権戦略大綱の概要版を、そのまま掲載しております。9月に御説明して以降、全体的には特段の進展は見られませんが、今回は第4、国の出先機関の原則廃止と第5、ひも付き補助金の一括交付金化

についてを中心に、御説明させていただきたいと考えております。

その前に、先ほど地域主権改革関連3法案がさきの臨時国会においても成立しなかったということをお話ししましたが、そのことに対する地方6団体の対応について、若干触れさせていただきます。

7ページですが、11月22日の地域主権関連3法案の今臨時議会における成立を求める緊急決議です。

続いて8ページは、12月3日の地域主権関連3法案の不成立に強く抗議するという声明文です。委員会のたびに同じような説明を繰り返しておりますが、地方はこのように強く求めておりますが、今回も成立しなかったことを御報告することになったというところでございます。

それでは次のページから、ひも付き補助金の一括交付金化について御説明いたします。

9ページは、11月29日に開催されました地域主権戦略会議の資料から抜粋したものです。「地域の自主性を確立するための戦略的交付金(地域自主戦略交付金)」（仮称）の案です。

まず、ひも付き補助金を段階的に廃止すること、そして一括交付金を創設することが述べられています。

段階的廃止の第1段階として、23年度からすべての府省が投資補助金の一括交付金化に取り組むとされ、以下に内容が示されています。規模は1兆円強、初年度23年度はその半分程度かとされています。都道府県分が23年度から、市町村分は24年度から導入となっています。

制度の概要ですが、各府省の枠にとらわれずに使えるようにする、箇所付け等の国の事前関与を廃止し、事後チェックを重視する、客観的指標に基づく配分。なお継続事業の取り扱いとして、当面は客観的指標だけでなく事業が実施できる配分とすることなどが記載

されています。

この資料は、11月22日に開催された国と地方の協議の際に、すでに示されており、それを受けて全国知事会は11月26日にこの案に対する意見を提出しました。それが、10ページから13ページになります。1文ごとに、わからない点について、以下の点について明らかにされたいという形で質問を投げかけているところです。今のところ、まだこの質問に対する回答はあっておりません。この件につきましては、今少し質問に対する点など詳細の内容が明らかになってから御報告させていただきたいと思っております。

続きまして、国の出先機関の原則廃止について御説明いたします。14ページをお開きください。

これも、11月29日の地域主権戦略会議資料からの抜粋です。出先機関改革の基本方向案として、出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲する。そして、広域的自治体での枠組みづくりのため、所要の法整備を行うということが明記されています。その体制が整うまでの間、要望があれば都道府県に關係する事務は都道府県へ移譲するとされています。

また、上の方ですが点線枠囲みの中、以前から言い続けられていることですが、年内に出先機関改革のアクション・プランを定めるとされています。

これに関連いたしまして、九州地方知事会での国出先機関の受皿組織の検討状況について、御説明させていただきます。15ページになります。

これまでの経緯を、国、全国知事会、九州地方知事会に分けて時系列で整理したものです。

5月の九州地方知事会において、本県知事の提案により、現行の国出先機関の事務権限を丸ごと受け入れるという方向で検討していたことは、これまでも申し上げてきたとおりです。10月18日開催の九州地方知事会議で各

県知事が、九州広域行政機構(仮称)の設立を目指すことで合意いたしました。その際の報道資料が、16ページから18ページに添付しております。

まず16ページの、「九州広域行政機構(仮称)の設立を目指して」をご覧ください。

国の取り組みが遅々として進んでいないこと、関係省庁は相変わらず消極的であることを指摘した上で、この状況を打破するため、国の出先機関の事務権限、財源等について丸ごと受け入れる決意であること、そのために機構の設立を目指すことで合意したことを表明しています。

次の段落では、機構のメリットを列挙しています。より迅速に地域ニーズに合った形で行うことが可能、また県行政との連携・相乗効果も期待できること、さらには、住民が監視しやすく効率的で、むだのない執行ができる、こういったことを挙げています。機構組織は広域連合とは異なるものを想定しており、新たな立法措置を求めていくことにしています。

今後検討していく中では、課題はさまざま出てくることと思うが、突破口を開く覚悟で取り組むということで締めくくっております。

次のページに、そのイメージを示しています。17ページになります。

本来、国がなすべき事務を担う出先機関は、そのまま存続することを明示するために、現在改革を検討している8府省15系統以外の出先機関、国税局とか防衛局等も、点線枠囲みの形で図示しております。

その上で、8府省15系統についても、電波周波数の割り当てとか、あるいは外国船舶取り締まりなど、国に残すべきこと、整理するものもあり得ることを、この図の中の上の方、出先機関、国というのが残っている、その部分で表現をしているつもりです。

また、ハローワークなど各県で受け入れる

方が効率的なものについては、各県で受け入れるということにしています。

なお、九州における国の出先機関の一覧表を、18ページに添付しました。

九州においては、この表で言うところの14番の地方航空局、15番の北海道開発局がありませんので、8府省15系統というのは、実際は8府省13系統になります。

その下に、それ以外の出先機関を列挙しております。

17ページに戻っていただきまして、中ほどの九州広域行政機構のイメージですが、これが機構の組織体制のイメージ図になります。執行機関として知事連合会議、そして議事機関として議会代表者会議を想定しています。知事連合会議は、九州各県知事で構成されています。委員長に権限が集中しないよう、合議制を考えています。各委員が各部門、例えば九州地方整備局等を分担管理するというイメージです。議会代表者会議については、条例の制定、予算決定、決算認定等を行うこととしています。

このことについて、10月18日の知事会議に出た資料で御説明したいと思います。19ページをお開きください。

この資料は、機構の組織体制として考えられる2つのパターン、執行機関と議事機関が一体型のモデルと、分かれているモデルを比較しているものです。知事会議においては右側の分かれているモデルで合意しましたが、機構においても執行機関に対する民主的統制が必要であるという考え方、それと左側の一体型モデルのような、議会がない場合は条例の制定ができないというようなことなどが判断の根拠となりました。その際、議事機関の構成メンバーとしては、各県議会議員が想定されています。

こういった議論の参考となった関西広域連合の組織図を、20ページに添付しております。関西広域連合では、奈良県、福井県、三

重県が参加を見送っておられます。現行の広域連合制度では、このようないわゆる歯抜けと言われる状態になることがあり得ます。国の出先機関の事務権限、人員、財源等を丸ごと受け入れる受皿組織をつくらうとしている九州では、歯抜けは防がなければならないと考えています。

申しわけありませんが、再度17ページに戻っていただきまして、1番下の「3、その他」のところに「国の立法措置として設置」と書いてありますが、広域連合とは異なる新たな法律により、歯抜けを防止したいと考えております。

なお、今後の最大の課題は財源問題だと認識しておりますが、現段階では「現行の出先機関の予算規模と同等の財源を国から受け入れることを想定」とだけ記載しております。

以上で、九州広域行政機構についての説明を終わります。

次に、さきの委員会で御指摘のありました件について、21ページから23ページに整理しておりますので、御説明いたします。

地方分権、地域主権改革といった議論をするならば、まずは国が本来果たすべき役割を整理する必要があるのではないかという御指摘だったと受けとめております。

21ページは、前回御説明いたしました地方自治法の条文です。

次に22ページですが、平成6年に全国知事会等地方六団体が整理した地方分権の推進に関する意見書を添付しております。これは、国の所掌する事務を限定列挙したものでございます。

23ページには、九州地域戦略会議第2次道州制委員会が平成20年に道州制の九州モデルを答申した際の、国、道州、市町村の役割分担のイメージを表にしたものです。九州知事会としては、国の役割をこのように整理しているところでございます。

最後になりましたが、もう1つさきの委員

会で課題として出されましたのが、この地域主権改革の進展によって、どのような影響が本県にもたらされるのかを具体的に整理しておくようにということでした。

今回、地域主権改革に伴う課題、懸念、県政への影響等としてまとめ、参考資料として添付しております。しかし、本日御説明いたしましたように、改革は遅々として進まず、どのように進展するのか余りにも不明な部分が多く、具体的な整理には至っておりません。あくまで未定稿として添付させていただきました。

次の委員会までには、ある程度国の動きも明確になると思われますので、それに応じて整理して参りたいと思っております。

地方分権改革関係の説明は、以上でございます。

○藤川隆夫委員長 次に、政令指定都市関係について、小嶋市町村総室長。

○小嶋市町村総室長 市町村総室でございます。着座のまま御説明申し上げます。

委員会資料のほかに、別冊で参考資料と、ちょっと厚くなっておりますが、権限移譲の一覧表を配付させていただいておりますので、主に委員会資料と参考資料の方をご覧ください。よろしくお願いいたします。

それでは、委員会資料の方の24ページをお願いします。政令指定都市実現に向けた動きについてでございますが、今回の資料は、これまでの委員会におきまして御説明を申し上げます事項をまとめて掲載しておりますので、前回の説明以降、動きのありました部分を中心に御説明を申し上げたいと思います。

まず、次の25ページ、26ページをご覧ください。

25ページ、26ページは、Ⅰ、政令市制度の概要でございますが、制度の意義、要件、手

続き等につきましては、前回までの説明と変更はございません。

次に、委員会資料の27ページをお開きいただきたいと思っております。

委員会資料の27ページは、Ⅱの政令市移行に向けたこれまでの取り組みの(1)政令市を目指した市町村合併の動きの次でございますが、中段(2)県から市への事務権限移譲についてでございます。最後の第3段落目、「その結果について」と記載しているところでございますが、県から市への権限移譲については、9月県議会並びに10月13日に開催されました特別委員会で御報告を申し上げまして御審議をいただいた上で、委員の皆様には取り急ぎファクシミリ等で御報告を申し上げますが、10月26日に県庁で、知事と熊本市長による基本協定書の締結がなされたところでございます。協定書の本文につきましては、協定締結前に送付させていただきましたが、改めまして参考資料の方の1ページから6ページに添付してございます。内容につきましては、これまで御説明を申し上げて参りました権限移譲の内容を文書にしたものでございますので、説明は割愛させていただきたいと思っております。

委員会資料の28ページの方に、お戻りいただきたいと思っております。

28ページは、今回移譲を行う303事務、1,482項目の一覧表となっております。また別冊で、先ほど申し上げました厚い資料を配付させていただいておりますが、そちらはすべての項目を記載した一覧表でございますので、これにつきましても後ほどご覧いただきたいと存じます。

委員会資料の28ページの方にお戻りいただきまして、下の方の(3)につきましては、前回と同様でございますが、円滑な権限移譲に際しての取り組みを記載しております。熊本市において移譲事務をスムーズに実施できますよう、県からも必要な支援を全庁的に取り

組んで参ることとしております。

次に、委員会資料の29、30ページでございますが、これにつきましては県の財政収支の影響額試算でございますが、内容につきましては前回御報告を申し上げたとおりでございます。

次に、委員会資料の31ページをお願い申し上げます。

31ページのⅢ、今後の取り組み予定の(1)主なスケジュール（想定）でございますが、平成24年4月の政令市移行を目標に、大変厳しいスケジュールの中で取り組んでおりますが、事務権限移譲の基本協定締結を踏まえまして、熊本市にあっては去る11月30日に熊本市議会におきまして、国及び県に対する政令指定都市の実現に関する意見書の議決がなされまして、同日、熊本市長並びに熊本市議会議長から、知事及び県議会議長に対しまして要望書及び意見書の提出がなされたところでございます。また、熊本市におきましては、先行県の例を踏まえまして、県への要請に引き続きまして国に対しても、早ければ年内にも最初の要望活動を実施されると聞いているところでございます。

別冊の参考資料の方の12ページをお開きいただきますと、12ページに市長からの要望書の写しを、また13ページと14ページにわたっておりますが、熊本市議会からの熊本市の政令指定都市への実現に関する意見書の写しを掲載しております。内容はいずれも24年4月の政令市移行実現に特段の御配慮をお願いする趣旨となっておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

それでは委員会資料の31ページにお戻りいただきまして、31ページの主なスケジュールの中段あたりでございますが、これまでも御説明申し上げてまいりましたが、24年4月の政令市移行を目標といたしますと、過去の政令市の例を参考といたしますと、2月の県議会におきまして熊本市からの要望等を受けま

して、県としての方針を御審議いただきまして、県議会からも熊本市の政令市の指定に関する要望書の議決がいただけましたら、その後、県知事、県議会議長から国・総務省に対しまして要望書の提出をしていただく、そうした段取りが想定されているところでございます。

そうして、23年10月ごろまでには国におきまして政令市指定に関する閣議決定をいただきまして、県及び市におきまして12月議会に必要な条例改正等を行い、24年4月の政令市移行となるという、そうした予定を立てているところでございます。

恐れ入りますが、参考資料の方の15ページをお開きいただきますと、そうした全体スケジュールを体系的にまとめたものを添付しておりますが、説明が重複いたしますので、そちらの方の御説明は割愛させていただきます。後ほど、ご覧いただきたいと思っております。

もう1回、委員会資料の31ページにお戻りいただきまして、中段①総務省への事前説明でございますが、今年4月以降、月に1、2回の頻度で熊本市と連携しながら総務省の担当課へ説明を申し上げているところでございます。

中段の、これまでの説明のところでございますが、これまで熊本市のビジョンや既存の政令市と同等の都市機能を備えていること。あるいは県からの権限移譲の協議の状況、行財政体制の整備の状況、政令市移行後の都市計画への取り組み等につきまして、それぞれ総務省に時点、時点で説明を行っているところでございます。

説明項目の主なものにつきましては、資料があちこち飛びまして申しわけございませんが、参考資料の11ページに項目の一覧表を添付しておりますが、大体、先行県ではそうした項目につきまして国に説明を申し上げておりますので、後ほどこちらの方もご覧いただければと思います。

恐れ入りますが、もう1回委員会資料の方にお戻りいただきまして、今後はこれまでの説明に対する国からの質問等への対応、それから、説明がまだ済んでおりません公務員制度等の見直し結果の説明等に取り組みまして、最終的には総務省に来年度提出することとなります、これまでの説明概要を総括いたしました政令市移行調書の作成などに引き続き県・市連携で取り組んでいくこととしていくところでございます。

32ページに記載しておりますが、県議会における意見書議決等に関する内容につきましては、先ほどの御説明と重複いたしますので割愛させていただきたいと思っております。

以上、熊本市の政令市移行に関しまして、前回までの説明と動きのあった点を中心に御説明申し上げます。

説明は、以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○藤川隆夫委員長 以上で、執行部からの説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

まず、議題の1、道州制関係及び議題の2の地方分権改革関係についての質疑を行います。質疑はありますか。はい、堤委員。

○堤泰宏委員 道州制と九州広域行政機構、それからこの前、何かできたと聞きました九州広域行政連合ですかね、名前は違っておるかな、これはどんな関係にあるのか。この3つは整合性があるのか、ばらばらなのか、ちょっとそれを教えてください。

○坂本企画課長 道州制と九州広域行政機構の関係でよろしいでしょうか。

○堤泰宏委員 熊本も広域連合をつくるってあったでしょう。

○坂本企画課長 九州で今合意したものが、きょう御説明いたしました九州広域行政機構（仮称）ということで、これは地方自治法上の広域連合ではなく、別の法律でこういうものを目指していきたいということで、今御説明したところでございます。

○堤泰宏委員 九州広域連合とは、また違うわけですね。

○坂本企画課長 九州広域行政機構というのが今回の受け皿の組織として、九州の知事会でこういうものをつくっていこうと合意したものがそれです。

○堤泰宏委員 そぎゃんこと聞きよらんですよ。この3つの整合性を聞いておるだけですよ。

○藤川隆夫委員長 だから広域連合とこの広域行政機構とは、どんなふうに違うのか。道州制とどういうふうに違うのか、今そういう話です。

○坂本企画課長 制度としての広域連合と道州制と、そして今回つくろうとしている九州広域行政機構の違いということであれば、今回は九州知事会の議論の中では、この九州広域行政機構自体は道州制とは別に考えるということになっています。

ただ、蒲島知事は、提案した際に、道州制へのステップとして考えるというようなことで提案したところなんです。ただ、今回この行政機構をつくらうとしていますのは、実は国の出先機関の廃止の受け皿としてどういう組織がいいかということから発想したものであって、国の形を変える議論としての道州制の議論とは別のところから出発しています。

また、広域連合といいますのは、それぞれの県の共通の事項等を共同して取り組む中



で、連合として実施した方がいいというような場合には設立することになっています。それは自治法上の予定された制度でございます。その組織というのは、国からの権限をもらい受けることもできるようになっていますので、実際は受け皿の機能も果たすことができるのではないかとということで、今、関西はそういう取り組みをされているところです。以上です。

○堤泰宏委員 えらい詳しく聞かなくてもよかですけども、3つがそれぞれ違うような印象を受けるわけですね。今おっしゃったのは、九州広域行政機構は道州制の前のステップという説明をされたですね。ということは、道州制は議論せんで九州広域行政機構を議論しなければならんということですね。そして、これができてから道州制にいくというわけでしょう。それなら今度は、連合の方はまだできておらんし、今の説明では何をするか目的がよくわからんですね。

○藤川隆夫委員長 連合は、ある意味、各県の共通事項に関して、一緒になってやっぺいこうというような形のものでしょう。今言った広域行政機構に関しては今度、国の出先機関の受け皿としてつくろうという流れがあって、ただ蒲島知事だけが道州制のステップと考えていて、ほかの知事はそこまでは踏み込んでいってないでしょう。そういう話でしょう。

○前川収委員 堤委員にちゃんとあれするためには、関西広域連合的な、いわゆる今まで法上ある市町村がやってきた一部事務組合の連合的な県同士の連合、九州はそれを目指すべきではない。そうではなくて、こっちの行政機構の方を目指すということで、知事会は一応オーソライズされているわけですね。

○坂本企画課長 今、前川先生から御説明をいただいたとおり、関西では広域連合ということを目指されています。九州で今考えている、知事が合意したというのは九州広域行政機構という形での新たな立法を求める、そういう制度になります。

○前川収委員 関連で聞こうと思っていたんですけども、つまりは、これは、今、知事がやろうとされているのは、法律上はまだない組織ですね。それから関西の広域連合というのは、熊本県と長崎県が一部事務組合を今でもつくってございまして、これは有明航送船ですかね、これはすでに県同士の一部事務組合的なものということで連合行政やっていますけれども、それが九州全体にわたり、なおかつ国から移譲される権限の受皿となるべき事務をそこでやるという、この大きな違いというのがあるということですね。

それで質問なんですけれども、基本的には、この執行機関である知事が目指すべき、目指すと、今オーソライズされているとおっしゃった機構については、法律がなければやっぺいできないんですか。国の法律、国が認めなければできないのかどうなのかは、はっきりわかっているんですか。まず第1点は、そこを聞きたいと思います。

○坂本企画課長 今、国に対して新たな立法措置を求めております。というのが、先ほど御説明しましたとおり、関西の広域連合では奈良県、福井県、三重県が参加しないというような事態になっております。そういう歯抜けを防ぐためにも、地域を指定した九州という中の全部の県が参加するという立法措置での九州広域行政機構を目指しております。そういう受皿組織のブロックごとの考え方を詰めていくということは国の方も考えてございまして、14ページで御説明しましたとおり、広域の実施体制の枠組みづくりのため所要の法

整備を行うという方向性が出されております。

○前川収委員 私が聞きたいのは、今課長がおっしゃったのは、法律をつくれば歯抜けが防げて、九州ブロックは全域法律上入ることになるから必要だとおっしゃったけれども、では仮に法律がなくて、だれも歯抜けしませんということでもつくれるんですか。要するに、機構としてつくれるのかどうかという法議論ですよ。

○坂本企画課長 もう1点、新たな法整備を求めるとするのは、広域連合での今の制度というのは、規約の中ですべての事務とかを決めていくこととなりますが、規約の決定というのは、それぞれの参加している自治体、つまり県で組織する場合は県でそれぞれに議決をしながら、またこの事務をする、あるいは次の新しいこの事務をするということを1回1回議会に諮りながら進めていくものですから、機動性という点では、たぶん新たな九州広域行政機構の中で議会を設けて、その中で決めていけるような制度の方が機動的に動けるのではないかと考えております。

○前川収委員 もちろん法律があった方が動議議決を取らずに、それぞれ一括して、もし今回の機構の構図であれば、機構の中にあるいわゆる議決機関が議決していけば、それでもうオーケーだということで、効率的ではあるでしょう。しかし、私が聞きたいのはそうじゃなくて、仮に法律がなくても行政機構そのものがつくれますかということですよ。だから、面倒くさくてもいいから、とにかく行政機構そのものをつくるということは法律をつくるのが前提なのか、法律があった方がベターなのか、どちらですかということですよ。

○坂本企画課長 広域連合という形であれば、当然今の法律の中でつくっていただけます。それと同じような形をした九州広域行政機構、つまり広域連合の九州版の名称が広域行政機構ということであれば、それは法律に基づいた形でつくっていくことは可能です。

○前川収委員 ということは、歯抜けがなくて全部入れれば、広域連合と同じになるということですか。

○坂本企画課長 先ほどちょっと触れましたが、その内容のスピード感だとか実際にやる手順だとか、そういうものを効率的にするとかいうような方向性が広域連合という形のできるのかという問題点はあるにしても、できないかと問われれば、それはそういう組織はできるのだろーと思います。

○前川収委員 もうちょっと、そこは詰めて考えてください。我々は、広域連合と今度目指す機構は、今説明申し上げましたけれども、違うものだと思ってやってきて、結果として行き着く先は同じだったということになるのかならないのかがよくわからないし、どっちが効率的かと言われれば、今の説明では、つまりすべての県が法律上参加せざるを得ないような縛りをつくる意味では法律が必要だということですから、連合を目指せば別に広域連合でも、そういう縛りはないわけですね。連合に縛りをつくれれば同じになるのかな。連合はすでに法律があるわけですから、連合の法律に何か、そういう法律改正みたいな形になればできるのかどうか。それは今慌ててお答えになる必要はないので、もうちょっと整理していただきたいというふうに思います。非常にわかりづらいです。一般に聞いて、どっちがどう違うのかが非常にわかりづらいと思います。

○坂本企画課長 広域連合と今回想定します機構との違いの1点は、広域連合制度上は権限が長に集中するという点があります。今回は合議制の執行機関を考えている、その部分が違うというふうに考えております。

○馬場成志委員 関連でよかですか。要は今の議論は、広域連合といっても道州制の完成形をイメージしておるわけですね。広域連合というのは、一部の事務だとかやっぱり肩寄せ合ってやった方がいいということを広域連合でやるわけでしょう。前川先生が聞いておるのは、形として広域連合とその前の堤先生の質問から、これとこれが一緒かという話、そして一緒じゃないけれども、その手順をいろいろ進めていく上では、こがんならにゃと言った、その完成形はこのところと一緒にすたい、道州制そのものですたい。道州制というものは、まだ定義は決まってないわけですから、道州制もあるし連邦制もあるし、道州制の中でもさまざまな意見がある中で、これはもう体制が完全に道州制問題そのものですね。

さっきの議論は、広域連合というもののとらえ方が、もうすでに企画課長の中では道州制の最終形をイメージしておるということになるから、広域連合とこの広域行政機構というものの違いになっておらんわけですね。その辺がわかりにくくなっておるだろうと、私はちょっと指摘をしておきます。

○堤泰宏委員 広域行政機構の法律は、やっぱり国でつくるわけですね。国でつくるわけでしょう。ということは、これは九州にも関係あるけれども、日本国中隅々まで、ほかにも適用できるわけだ。そうなると、法律つくるなら先につくらないかな。そして九州に持ち込んでこないと。よそは言っておるかどうかわらんけれども、九州ばかり先に言って

法律つくらなならんと言ったって、これはとてもじゃないが……

○藤川隆夫委員長 何かコメントがありますか。

○前川収委員 今のあれと同じですから、ちょっと引き継いでいいですか。

要するに、法律がないとできない話を今我々は議論しているのか、法律がなくてもやれる話を議論しているのかというのが、入り口論でかなり違うもんですから、そこをやはり私はずっと確認をさせていただいていたつもりですから、たぶん堤先生は同じ趣旨だったと思いますし、馬場先生ともほとんど同じような話だったと思います。

そこで、広域連合はそこはある程度わかりやすくもう1回整理してください。非常にわかりづらいので、もうちょっと整理が必要だと思いますので整理していただきたいんですが、そういう議論をする前に、前も言っておきましたけれども、きょう資料として出させていただきましたが、本来は国がやるべき事務というもの、地方ができる事務じゃなくて本来は国がやるべき事務というものを、きちっと何らかの形で整理されているのかという話をこの間やらせていただきまして、その答えとして出していただいたのが今回付けられた資料だと思っています。21ページからいただいているものですが、この資料を見ると、自治法はもともと昭和22年からずっとあるやつで、もっと前からありますけれども、自治法の中に規定されている国における事務というものの以外を、より漠然とした文言ですけれども、それ以外をこれで見ると、国が国でやらなければならない事務ということを整理したものはなかったということですね。ここで見ると、要するに全国知事会が整理した、これこれは国でと、これは全国知事会がしているわけでしょう。

それから、その次のやつも、全国知事会ですね。これだけか、22ページまでか。ということは、調べていただいたと思いますけれども、国は自治法に規定されているもの以外で、もっと具体的に国としてはこの事務をやらなければならない、これは道州制を前提とした議論ですからね、権限移譲も含めて、地方に対する地方分権とか権限移譲とか地域主権とかずっといって、出先機関の廃止まで含めた話の一連のものとして議論をされているわけですが、まず、前回の委員会で言ったように、国がこの事務だけはナショナルミニマムとしてきちっと持つておかなければいけないものだというのを、国で議論された形跡はほぼないということで、地方から、これはできますあれはできます、これもできますと。できます以外のものが、では国ですということなのか。それは本末転倒でしょうという話をしましたけれども、そういうことだということで、調べられた限りの中でどうなのかということをお答えいただきたいと思います。

○坂本企画課長 まだ調べ方が足りないのかもしれないかもしれませんが、調べた中で、国が国として国の事務を語ったというのに行き着きませんで、実は平成6年に総理大臣の諮問機関、地方制度調査会が出した地方分権の推進に関する答申の中で、その諮問機関が出したものとしてはあると。ただ、国が国として、こうだという整理した資料は、我々としてもちょっと見つけ出せなかったという状態でございます。

○前川収委員 これは、まあ仕方がない。皆さんが悪いわけでも何でもなくて、我々は道州制の議論や権限移譲の議論はいっぱい一生懸命やっていますけれども、基本政策としてやっぱり国が国家統治という観点を前提に置きながら、きちっと、これとこれとこれだけ

は、国がやっぱりちゃんとやるということがあって、地方ができるから地方にやらせるじゃなくて、地方ができて国がやらなければならない部分はこうなんだという整理がないままに、やっぱりずうっと議論が進んでいくことに、私は大変、我が党時代も含めて、政権が自民党時代も含めて、そんな変な形になってきているような気がしてなりません。

そこで、今後国に対しても、今回すぐにといいことではないでしょうけれども、もうちょっと整理した上で、やっぱり国が本来担うべき事務というものを国がきちっと議論して、きちっと規定しろと。それがないと。それがないということは、私から見れば、基本的には余りやる気がないと。どうせ、そこは議論しないでそのまま地方が騒いでおけばいいやというような感じにしか受け取れませんので、そのことを今後問題提起をしていきたいと思っております。以上であります。もう結構です。

○藤川隆夫委員長 ほかに、ありませんか。

（発言する者なし）

○藤川隆夫委員長 よろしいですかね。

それでは、次に政令指定都市関係についての質疑を行います。質疑はありませんか。

○松田三郎委員 政令市に関して、熊本としてかねがね我々は、それ以外の市町村といえますか地域、かつて議論があって、今もそういう感覚はあるんでしょうけれども、熊本市が政令市になってますます発展して、ほかの地域もキャッチアップ、引き上げてもらう、全体として熊本県全体がより発展していくというような形、理由で賛成する人と、片方にはいまだに、いやそう言っても熊本市の一人勝ちで、ほかの地域はもっと寂れるんじゃないかという心配が、これは地元紙のアンケート等でも、そういう心配も一部にはあるとい

うことです。私は、どちらかというと前者で、ぜひ、それにすがってというのは悪いですけれども、県全体が発展するように、やっぱり熊本市だけではなくてほかのところも応援しようというようなスタンスであります。

ただ心配なのは、実は先週の委員会の際に教育長にもお願いし、教職員が熊本市に集中してしまう、いわゆるいい先生と言われる方が集中してしまうんじゃないかという懸念がありますという話はさせていただきました。

それ以外の一例で、農業土木の技術者、職員さん、ちょっと数字は間違っているかもしれませんが、今年度に限って言いますと、今年の3月に定年を含め退職なさった方が17名ほどいらっしゃる。もちろん団塊の世代が熊本県庁はちょっとずれて、まだ大量退職の時期だからかもしれませんが、それに対して、今年度採用が農業土木に関しては1名という話を聞きました。白濱課長がいらっしゃいますので、事実関係も含めて確認させていただきたいと思えます。

なおかつ、ことしか去年か忘れましてけれども、事務職の方もそうかもしれませんが、技術者が1、2年で一人前になるわけではないですね。入って10年近くたった2人の技術者だそうですね。県庁をやめて熊本市の採用試験を受けて市役所に行ってしまった。せっかく10年ぐらい手塩にかけて、これから一人前で頑張っていたかなければならないという年代の人が少ない中の2人が市役所に行ったという話を聞くと、その事態をとらまえてどうのこうの言うつもりはございませんが、今後の人事といいますか、採用に関して人事課長もしくは総務部長に、県庁をやめて市役所に行く人も増えてくるだろうし、県庁を受けようと思っておったけれども、やっぱり市役所を受けて、そっちへ行こうというような優秀な人材もこれから数多く予想できるだろうし、もともと年齢構成が、職員の

削減等によってかなりいびつといいますか、若い人が少ない組織になってきている中で、途中でやめて市役所に行くと。それをすべて否定するわけではございませんが、一段と若い人の職員構成、割合が少なくなってくるということを考えると、なかなか前もって先を見通せない部分もあるかもしれませんが、採用の数なり今後の計画というものを、全体的に減らさなければならぬと議会の方からも申し上げておりますが、そういうのを含めて何かお考えなり方向性なりというものがあるならば、教えていただきたい。

○豊田人事課長 まず、先生がおっしゃいました採用計画についてでございますけれども、基本的には退職者につきまして数が出ますので、それと今後の行政需要といいますか、必要人数を勘案して採用計画を立てるという形になっております。

ただ、御承知のとおり、現在、財政再建戦略ということで、知事部局におきまして4年間で480名ほどの削減という目標を立てておりますので、ある程度、採用の数字そのものは、全体的に抑えておる状況であります。ただ、おっしゃいますように、例えば農業土木につきましては、基本的には県が大きな職員数といいますか事業数も抱えておりますので、その辺のところ、例えば今後10年間の退職予定者というようなことも含めて、平準化して、例えば退職者が多いときにはいっぱい採って、いないときは採用しないということになりますと、後の採用計画、いろんな人事管理上の問題がありますので、そういうところはある程度平準化するような形で採用計画というものは基本的に立てておるものでございます。

それから、熊本市に人材が逃げるんじゃないかということにつきましては、我々もそういう懸念は持っているところでございますけれども、それにつきましては、やはり県の業

務の魅力でありますとか、モチベーションを高くしていくというようなことをしっかりやっていきたいと思っております。最終的には本人の判断でございますので引きとめまではできませんけれども、そういうところで活力のある魅力のある職場という形に努めていきたいというふうに考えておるところでございます。

○松田三郎委員 以前、何年か前のこの特別委員会で、仙台に政令市というその当時のお話をお伺いしたら、やっぱり県庁をやめて市役所にだいぶん流れた。これは確かに異動の範囲が限られておりますので、なかなか引きとめられないとおっしゃいましたけれども、そういう現状をちょっと聞いたついでに質問させていただきました。

市町村総室長にちょっとお尋ねしますけれども、今、市とのいろいろ協議とかやり取りの中で、特に土木なんかは、かなり移管しますので、一時的には県庁の職員を派遣か何かで何10人かという話をちょっとお尋ねしたいのと、市の方はやっぱり、わかる範囲で結構でございますが、これから何年かは今の県と逆に、ある程度職員をふやしていこうというような採用計画を持っていらっしゃるのか、ちょっと2点だけ。

○豊田人事課長 今回82名ほど、政令市移行で事務権限移譲に伴う削減をするという形を出しておりますけれども、その多くがいわゆる土木関係、70数名が土木部門でございます。これにつきましては、委員御質問のように、円滑な業務の移管といいますか、政令市移行に伴いまして円滑にいくように、数については今熊本市と協議しておるところでございますが、例えば3年間とか県の職員を派遣という形で出すというようなことを考えておるところでございます。

それと熊本市の採用者数につきましては、

ここ数年しか押さえてないんですが、今年度は確かに土木技術が例年よりも多く、30数名採用予定という形で聞いておまして、熊本市としても政令市移行後の土木職員の確保については、将来的な計画の中で段階的に採用を増やしていらっしゃるところではないかというふうに考えておるところでございます。

○藤川隆夫委員長 ほかに、ございませんか。はい、馬場委員。

○馬場成志委員 聞き逃した部分があるかもしれませんが、スケジュールを考えると23年度が1年間のあれになります。前も申し上げたと思いますけれども、逆に市の方から県の方にどんどん経験をしていただくということについては、どうなりますか。

○豊田人事課長 今の答えの中では、その件については説明しておりませんでした。

基本的には今、馬場委員がおっしゃいましたように、来年度は例えば長ければもう1年間とか、短い業務については半年間とかいう形で、熊本市から研修に来ていただくということで、スムーズな移譲ができる形を今、熊本市とも協議しております。基本的には、県からの派遣は政令市移行後からという形で今、熊本市といろいろ調整をやっているところでございます。

○馬場成志委員 御承知のこととは思いますが、要は県から市へ移行すること、それがスムーズにいくとかいかんとかいう視点ではなくて、県民・市民が迷惑しないようにしっかりとさせていただかなければいかんということですから、やっぱり同じ行政の中でも職員の引き継ぎがうまい具合にいつてないと困ることがあるわけですね。しかも行政が変わるわけですから、その辺についてはやっぱりきちっと引き継ぎしていただかないといけませんの

で、さまざまな分野で、本当にどれだけ出てくるか、大変だと思いますけれども目いっぱいやってください。

○藤川隆夫委員長 そのことは、しっかり取り組みをしてください。

○豊田人事課長 その辺を念頭に置きながら、しっかりと進めさせていただきます。

○堤泰宏委員 時間があるなら、もう1点よかですか。

説明の27ページで、合併は早く終わったんですが、昨年10月に、政令指定都市移行県市連絡会議、これをつくられて正式に熊本市が政令指定都市になるのは平成24年ですね。私たちの常識からすれば、これは非常に時間がかかるですね。政令指定都市なんというのは、日本にいっぱいあるわけですよ。だから、ちょっと行って勉強すれば、えらい難しくはなかと思うな。書いてあるように、343事務のうち303はもう決まっておると。あしたは政令指定都市出発してしまう、国の法律はわからん。それで、残りの40については、熊本市が政令指定都市になった後に移管する必要があるらば順次移管していけばいいと思うんですね。行政のスピードというのが非常に遅いんですね。さっき私がお聞きした広域行政機構、これは法律はできておらんで九州広域行政機構をつかって、これは法律をつくらんとできませんとの説明ですが、何かおかしいですね。もうちょっと事務の迅速化あたりも考えんと、ただ名前ばかり政令指定都市にしても厳しいと私は思うんですよ。その途中経過は、もうちょっと気合を入れんとだめだと思いますね。私はよくわからんけれども、政令都市になって、その都市が健全経営にいくのか借金が増えるのか、そういうことも私たちにやっぱり報告してならわんかん。福岡市あたりは、恐ろしいような借金をしておる

という話ですもんね。国に負けないような借金をしておる。北九州あたりへ行くと、生活保護がもう街にあふれておる、そういう話も聞きますよ。だから、ただ事務の話じゃなくて、こういうところも気をつけなければいかん。そういうところは、県と市の職員さんたちは話し合いをせんと、ただ流れて行って年数ばかりかけていっても厳しいと私は思うんですよ。さっき馬場先生と松田先生が心配しておった人事作業のこともそうですよね。県の職員の人が市に行って、幸せになるかどうかわからんな。

今のスピードのことを、ちょっと答えてくれんですか。

○小嶋市町村総室長 市町村総室でございます。

今、先生から御指摘がありましたように、もうこの話は合併から通算しますと、かなり長い経緯がありまして、今御指摘になられたような感じを持たれたことだと思います。

ただ、政令市への今回の動きは、もう御案内のとおり法律で合併の場合の特例というものができてから具体化して動きが出てきたというようなこともございますし、やっぱり団体の性格が変わるということで、それぞれ合併を乗り越えてから政令市のコンセプトも引き続き固めていかないといけないというようなところもありますし、権限移譲等、政令市移行に必要な多くの作業を一生懸命今やっております、このような段取りで進んでいるところでございます。

最初にも申し上げたかもしれませんが、合併が成就してから2年間ぐらいで政令市までこぎ着けているというのが、今までの例から言いますとかなり速い方でございますので、今おっしゃいましたような県民・市民にとってのサービスとか、そういったものに支障が出ないように一生懸命スピードアップして取り組んで参りたいと思っております。

○堤泰宏委員 それで、よそが2年ぐらいかけてしておくから、ここも2年かけるといふ、そういう説明は要らんわけですよ。343事務のうち303事務については移譲することが決まっておるでしょう。もう明日でもよかような気がするんですね。むだな経費をなるべく省いた方がよくはありませんかという趣旨で言っておるんです。

それからもう1つ。その事務移譲にはいろいろ手間暇がかかると思うんですけども、その前に合併をやっておるんですね。それは富合との合併、城南との合併、熊本市とその町というのは、これは非常に規模が違う、中身が違っておったと思うんですよ。しかし、あの人たちはそれを乗り越えてやってきておるわけだから、それでも9割方は政令都市にいく事務権限移譲、そういうことはできておるような気がするんですね。2年もかけては、私は長過ぎると思いますね。もう行政の迅速化というのは、言っても全然できないんですね。道州制も一緒ですよ。さっき説明があったって、何も決まっておられませんと言って、こういう特別委員会をつくって説明をして、何も決まっておられませんということですね。私たちは委員として、何か寂しいですね。答えを、ちょっとばかりお願いします。

○小嶋市町村総室長 堤委員から今そのような御心配をいただいておりますが、先ほども委員会の参考資料の方に、政令市移行までのスケジュール表とか、あるいは国の方への説明事項の一覧表などもお付けしておりましたが、やはり、そういったいろんな説明課題というものをクリアしながら、最終的には国で閣議決定をしていただくまでにこぎ着けなくてはならないというようなところを、一步一步乗り越えて今進んでいるということ、ぜひ御理解いただきたい、そんなふうな思っているところでございます。

○堤泰宏委員 また私が言わんといかん。国の決まりにのっとって一步一步と言うが、国はもう関係なかで。県と市の問題ですよ。そのくらい抜本的な考えを持たないと仕事はできんと私は思います。

○藤川隆夫委員長 ほかにはございませんか。はい、早田委員。

○早田順一委員 政令市以外、熊本市以外の市町村で、事務権限移譲というのはどれぐらい進められているのでしょうか。

○豊田人事課長 政令市以外につきましても、権限移譲という形の条例の特例で行っておりまして、現在、例えば、これは平成12年以降、ことしの4月現在で、これは熊本市も入れてでございますけれども、75法令、719項目を移譲しております。もちろん、この法令は全部の市町村にということではなくて、基本的に希望があった市町村ということでございまして、まだまだ課題が多いと思っておりますので、今後とも引き続き積極的に市町村に対する権限移譲については働きかけをしていきたいと考えておるところでございます。

○早田順一委員 市町村の受皿体制というものもあるだろうと思っておりますけれども、今、県も非常に財政難ということで先ほどお話もありましたけれども、例えば地域振興局がありますけれども、今からの地域振興局をどうするかという議論も、この間ほかの先生が質問されたと思っておりますけれども、そういうことを考えると、やっぱりある程度、振興局もスリム化になっていかなければいけない時代になってきているんじゃないかなというふうに私は思っております。そういった意味で、それならばやっぱり市町村に力をつけて



もらうことが大事だというふうに思っておりますので、人事交流も含めたところで、しっかりその受け皿づくりの体制ができるように、県の指導もしっかりしていただきたいと思っております。よろしく、お願いします。

○藤川隆夫委員長 ほかには、質疑はございませんか。

（発言する者なし）

○藤川隆夫委員長 ほかに質疑がなければ、これで終了いたします。

それでは、続きまして閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

本委員会に付託の調査事件については、審査未了のため次期定例会まで本委員会を存続して審査する旨、議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○藤川隆夫委員長 御異議なしと認めます。そのようにいたします。

その他に入りますが、その他で何かございませんか。

（発言する者なし）

○藤川隆夫委員長 それでは、以上をもちまして第21回道州制問題等調査特別委員会を閉会いたします。本日は、お疲れさまでございました。

午前11時4分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

道州制問題等調査特別委員会委員長